**高岡市介護認定調査員（個人委託）募集要項**

１　業務内容・募集要件

|  |  |
| --- | --- |
| 目　的 | 迅速かつ円滑な要介護認定実施のため、認定調査を専門に行う介護支援専門員（個人）に認定調査業務を委託するもの。 |
| 業務内容 | 介護保険法の規定により、要介護等の認定を受ける被保険者に面接を行い、その心身の状況、置かれている環境、その他厚生労働省で定める事項について調査を実施し、作成した調査票を市へ提出する。 |
| 募集要件 | 1. 介護支援専門員証（有効期間満了前）を有し、その業務について厚生労働省の定める基準に違反した事がないこと。 2. 都道府県が実施する認定調査員研修を修了し、認定調査員（直営・委託）として経験があること。 3. 事業所等に所属している方は、所属の事業所（法人）の了承を得ること。   ※調査の公平性を担保するために、受託者は利害関係者（所属の事業所が居宅介護支援を行っている者、または関係施設に入所している者）でないことを確認したうえで、認定調査を実施するものとする。 |

２　提出書類・選考方法について

|  |  |
| --- | --- |
| 提出書類 | 1. 高岡市介護保険認定調査業務（個人委託）登録申込書 2. 介護支援専門員証の写し 3. 事業所等に所属している方は、法人の同意書 |
| 提 出 先 | 〒933-8601　高岡市広小路７番50号  高岡市役所　福祉保健部　長寿福祉課　介護認定審査係（２階⑫窓口） |
| 受付期間 | 随時受付 |
| 選考方法 | 書類審査及び面接 |
| そ の 他 | 提出書類は一切返却しませんので、ご了承ください。  選考結果については、約2週間以内に電話で連絡します。 |

３　委託料等

|  |  |
| --- | --- |
| 委託料 | 一件につき3,200円（税込） |
| その他 | 1. 単年度・単価契約です。認定調査に必要な諸経費はすべて受託者負担であり、委託料以外の支払いはありません。 2. 委託料は、調査実施月の翌々月の指定日に指定口座に振り込みます。調査実施後の翌月15日までに調査完了報告書と委託料請求書を提出してください。 3. 雑所得として、ご自身で確定申告が必要です。 |

≪問い合わせ先≫

長寿福祉課介護認定審査係（２階⑫窓口）

電話番号　0766-20-1365